

松江市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 24 年 3 月 23 日付け松江市監査委員告示第 1 号で公表した定期監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 24 年 6 月 4 日

松江市監査委員 小松原 操  
松江市監査委員 児玉 泰州  
松江市監査委員 加藤 富章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) コミュニティバスの現金の取り扱いについて 松江市コミュニティバスを運行している全 13 地区の内、道路運送法第 78 条に基づき運行している 5 地区（宍道、玉湯、八雲、美保関、東出雲）の運賃（現金）の取り扱いについて、一部の支所において運賃箱内の現金確認を支所職員が行っていませんでした。これら運賃（現金）の不適切な取り扱いについては、適正な取り扱いとなるよう統一的に整理されたい。 （地域・交通政策課）</p> <p>(2) 行政財産使用料について 本年度も、昨年度実施しなかった課を対象に、地方自治法第 238 条第 4 項に規定される行政財産の使用料について、その許可手続、使用料算定、調定、減免、納入手続などが適切に行われているかどうかを着眼点として監査を実施した。 昨年度と同様に、使用許可手続、使用料算定、減免申請手続、減免根拠、光熱水費の徴収などについて、今年度も不適切な事務処理が見受けられました。行政財産使用料の取り扱いについては、厳正で公平な対応が求められることから、統一的に整理されたい。 （管財課）</p>	<p>(1) 道路運送法第 78 条に基づき運行している 5 地区の内、八雲及び美保関地区における運賃の不適切な取り扱いについては、平成 24 年 4 月 1 日から運行事業者とコミュニティバスの使用料に係る収納事務委託契約を締結し、適切な取り扱いに改めた。</p> <p>(2)-1 ・行政財産使用料の適正な事務処理について、全課に徹底を図る。 ・「松江市行政財産使用料条例に関する事務取扱基準」を見直す。</p>

<p>監査の結果、飲食スペースの使用許可において、許可対象面積の把握が不十分なケースがあった。これについては適正な手続きに改善されたい。 (スポーツ課)</p>	<p>(2)-2 飲食スペースの使用許可について、使用実態に合わせるとともに、立地条件等を考慮し、行政財産使用手続きの改善を行った。</p>
--	--